

千葉県農政審議会の開催について

令和6年10月18日
千葉県農林水産部農林水産政策課
電話：043-223-2822

県の農業に関する基本的施策について審議する千葉県農政審議会を令和6年10月30日（水）に開催します。

- 1 日 時 令和6年10月30日（水）午後2時から午後4時（予定）
- 2 開催場所 千葉県自治会館 9階 会議室
- 3 議 事 (1) 千葉県農政審議会運営等規程の一部改正について
(2) 現千葉県農林水産業振興計画について
(3) 次期千葉県農林水産業振興計画策定の方向性について
(4) その他
- 4 公開・非公開の区分
公開
- 5 傍聴者の定員
10名（報道関係者は除く）
- 6 傍聴手続
 - ・傍聴希望者は、「傍聴要領」を御確認願います。
 - ・傍聴の受付は、当日午後1時45分から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時に既に定員を超えている場合は、抽選となります。
 - ・会議を傍聴する方は、当日、傍聴者会場受付で氏名・住所を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って傍聴者会場に入室してください。
 - ・傍聴に当たっては、発熱や風邪の症状がある場合は、傍聴を御遠慮願います。
 - ・配慮が必要な事項がある場合は、事前に当課までご相談ください。

傍聴要領

千葉県農政審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。